

中間見直し後（案）9/5 時点案

計画期間：令和 3（2021）年度～令和 12（2030）年度（10 年間）

野洲市商工業振興 基本計画

～活力が生まれ、笑顔あふれる「住んでみたいまち」の実現へ～

野 洲 市

令和 8 年 4 月

はじめに

商工業は、暮らしを支える基盤であり、地域社会の形成と発展、雇用創出など多様な社会参画を支え、市民生活の向上につながる重要な役割を果たしています。本市では、商工業の振興を推進し、地域経済の活性化及び市民生活の向上を図るため、令和2年4月に「野洲市商工業振興基本条例」を制定しました。

この基本条例に基づき、野洲市の地域特性に合わせて、商工業振興に向けた基本目標や実施施策について検討を重ね、「野洲市商工業振興基本計画」を策定しました。基本計画の中で掲げる「呼び込む力」「つなげる力」「生み出す力」、これらの3つの力をあわせて、各種施策を実行する中で、地域活力を創出するよう取り組むことを計画しています。

新型コロナウイルス感染症の拡大により、私たちの日常生活が大きく変わり、事業者におかれましては、経済活動への影響を受ける中で、感染リスクを減らすよう配慮しながら事業を継続されています。こうした中、市民の皆様にもご協力いただき、基本目標の達成に向け、多様な主体との連携を図りながら地域の活力を創出してまいります。

基本計画を推進することで、地域経済が循環し、活力が生まれ、笑顔あふれる「住んでみたいまち」の実現につながっていくことを確信しています。

結びに、貴重なご意見等をいただいた野洲市商工業振興基本計画検討委員会委員の皆様をはじめ、本計画の策定にご協力をいただいた多くの皆様に厚くお礼を申し上げます。

令和8年（2026年）4月

野洲市長 櫻本 直樹

目次

はじめに	1
序章	3
第1章 計画の策定にあたって	3
1. 計画の趣旨と背景	3
2. 計画の概要	3
【計画の位置づけ】	4
【計画期間】	4
第2章 商工業の現状と課題	5
1. 社会動向	5
【国の動向】	5
【県の動向】	5
2. 市内経済の現状	6
(1) 本市の特徴	6
①人口	6
②交通環境	7
③都市計画	8
(2) 商業	9
(3) 工業	11
第3章 基本目標と実施施策	13
第4章 計画の進捗管理	17
1. 目標指標	17
2. PDCA サイクル	18
資料編	19
◆ 1. 人口関連	19
◆ 2. 交通環境・都市計画関連	エラー! ブックマークが定義されていません。
◆ 3. 商業関連	エラー! ブックマークが定義されていません。
◆ 4. 工業関連	24
◆ 5. 野洲市商工業振興基本計画検討委員会	26
◆ 6. 野洲市商工業振興基本条例	28

序章

本計画の策定当時は大流行していた新型コロナウイルス感染症も５類に移行し、一定の落ち着きが見られるものの、今日の社会情勢では、少子高齢化と貧困問題、環境問題（気候変動など）、ジェンダー平等、地域間格差（都市集中と地方過疎化）、デジタル格差、国際協力などが主要な課題として挙げられます。特に日本は2025年問題として、超高齢化社会の到来による社会保障費の増大が懸念され、これらの課題への対応が急務となっています。

本市の商工業を振興するためには、官民一体となって、互いに社会的役割を果たし、協力することで地域の商店や企業を守り、育てることが欠かせません。にぎわいと活力を生み出すことで、市民に笑顔あふれるまちづくりにつながります。

第１章 計画の策定（見直し）にあたって

１．計画の趣旨と背景

野洲市においては、市内で操業する工場等は投資意欲が活発であるものの、市街化区域が狭小であることなどから、事業用地や社員の住居の確保が難しい状況にあります。また、交流・物流の利便性を向上させる道路整備においても、都市計画道路大津湖南幹線が令和７年３月２９日の１４時に一部開通（１．７km）しましたが、国道８号野洲栗東バイパスをはじめ幹線道路網のさらなる整備が待たれています。一方で、小規模企業者においては、市民の新たなニーズへ対応するための事業転換や創業支援、そして後継者不足からくる事業承継への支援が求められています。こうしたことから、商工業の振興を推進し、地域経済の活性化及び市民生活の向上を図るために、令和２年４月１日施行とする野洲市商工業振興基本条例（以下、「本条例」という。）を定め、商工業の振興に関する基本理念のほか、事業者、経済団体、金融機関、市民及び市の役割及び責務を明確にしました。

令和２年度においては、基本目標と施策を中心に検討し、商工業振興基本計画を策定し、令和３年４月から運用を開始し、５年が経過しました。

２．見直しの方向性

本計画は、野洲市総合計画を基に見直しを進めていくことから、近年の地域社会及び地域経済の情勢や課題に応じた計画へと変更すべき点は変更し、本市の商工業全体の中長期的な方向性や目標等を踏まえて見直します。

3. 計画の概要

【計画の位置づけ】

基本計画は、本条例の基本理念に基づき、商工業の振興の目標や施策のほか、商工業の振興に関わる事項について定めるものです。本市の総合計画に沿って策定します。

【計画期間】

本計画は、10年を計画期間とし、社会・経済情勢の変化、計画の進捗を踏まえて5年で中間見直しを行います。令和7年度がその年となります。

【条例・計画の体系】

野州市商工業振興基本条例

（基本理念）

1. 事業者自らの創意工夫及び自主的な経営努力を行うことを基本に、経済団体、金融機関、市民及び市が相互に連携し、並びに協力して総合力を発揮すること。
2. 地域資源を積極的に活用し、新たな価値を創出し、地域経済の活性化を促すこと。
3. 若者をはじめ全世代が住み続けたい持続可能なまちづくりに寄与すること。

（基本指針）

- （1）地域社会が発展し、市民の生活及び文化が豊かになること。
- （2）地域の各主体が連携し、協働を図ること。
- （3）地域経済の好循環を創出すること。
- （4）地域の小規模企業者を中心に経営支援を行うこと。
- （5）創業支援を行い、雇用を創出すること。
- （6）地域ブランドの創出及び強化を図ること。

野州市商工業振興基本条例

野州市商工業振興基本計画

野州市商工業振興基本計画

第2次野州市総合計画及び野州市商工業振興基本条例に基づき、商工業の振興を推進し、地域経済の活性化及び市民生活の向上を図ることを目指して取り組みます。

第2章 商工業の現状と課題

1. 社会動向

【国の動向】

昨今、日本経済はデフレ脱却とインフレへの回帰が顕著で、史上最高値を更新した株価やバブル期以来の春闘賃上げ率に表れている一方、個人消費は物価上昇で力強さを欠いています。世界経済では米国経済が堅調で日本を上回る成長率を示し、先進国全体を牽引する一方、日本は「デフレからの脱却」を達成したものの、人手不足という課題も抱えています。

■SDGs（持続可能な開発目標）の取り組み

日本のSDGs達成度は世界的に見ても中上位に位置しますが、気候変動、ジェンダー平等、海の豊かさを守る、陸の豊かさを守る、つくる責任つかう責任などの目標で「深刻な課題」が指摘され、達成に向けては遅れをとっている側面があります。国際社会全体でもSDGsの達成は遅れており、特に気候変動の影響が深刻化しています。

【新型コロナ後の事業者】

■新型コロナウイルス感染症の影響により、事業者は大打撃を受け、国などにより様々な支援が行われました。コロナ後の事業者の状況は、業種や地域によって大きく異なりますが、観光・旅行業界、飲食業等ではコロナ禍の影響が長く続き、今もなお、その影響が残っています。一方で、新型コロナはデジタル化を加速させました。特に中小企業においても、オンラインショップの開設や、ITツールの導入、テレワークの推進などが進みました。これにより、新たなビジネスモデルやマーケティング戦略を模索する企業が増えています。また、テレワークの普及により、働き方や労働環境が変化したため、柔軟な働き方を求める声も強まっています。

コロナ禍で金融支援を受けた事業者は、借入金の返済負担が重くなっていることが多く、また、融資の返済猶予が終了した後、資金繰りの難しさを感じている事業者もあります。特に小規模事業者や個人事業主は、返済負担と事業の回復に関してバランスを取ることが難しいと感じていることが多くなっています。金融支援や再生支援のため、銀行や日本政策金融公庫などによる支援は続いているようですが、それでも依然として経営改善のための支援が必要な場面が続いています。

2. 市内経済の現状

(1) 本市の特徴

①人口

【現状】

国勢調査に基づく本市の人口推移をみると、平成 22 年を増加のピークにほぼ横ばいにて推移しています。

人口を、老年人口（65 歳以上）、生産年齢人口（15 歳から 64 歳）、年少人口（15 歳未満）に区分けした推移は、生産人口は平成 17 年以降減少傾向にあり、同年に高齢人口が年少人口を上回り、少子高齢化が進んでいるといえます。

本市の昼夜間人口比率は、令和 2 年には 100 を超え、経年的に増加傾向にあり、駅周辺や市街化区域内は大規模な土地開発が行われたこともあり、就業地としての役割が高くなっています。

※昼夜間人口比率・・・夜間人口を 100 とした場合の昼間人口の指数のこと

【課題】

本市は、就業地としての役割が高く、昼夜間人口比率が増加傾向にあることから、就業者が市内に居住できる場所が少なく、本市の生産年齢人口の増加に反映できていないことが課題です。

【昼夜間人口比率】

区分	H7 (1995)	H12 (2000)	H17 (2005)	H22 (2010)	H27 (2015)	R2 (2020)
野洲市	92.1	95.3	94.4	97.4	99.2	103.0
大津市	93.2	95.3	92.3	92.1	91.1	90.8
近江八幡市	88.8	91.3	93.4	90.7	91.2	91.0
草津市	97.6	102.7	105.4	109	107.1	106.9
守山市	90.3	89.2	88.4	91.0	90.6	89.9
栗東市	112.4	108.2	106.5	100.8	98.3	98.1

(資料 国勢調査)

②交通環境

【現状】

J R琵琶湖線野洲駅は、車両基地があるが故に始発・終点となる場合が多々あり、また、新快速停車駅となっていることと、新快速電車利用の場合、大阪まで約 60 分、京都まで約 30 分の距離感から、市内外への通勤者や市外への通学者の高い利便性を有しています。

道路網に関していえば、市内に名神高速道路が南北に縦断しており、竜王 I C・栗東 I C それぞれに約 15 分程度と近距離であり、年間積雪回数も僅かであり、東京・名古屋・京都や大阪等への良好なアクセス環境です。

また、国道 8 号も名神高速道路と平行に市内を縦断しており、周辺地域へのアクセスを便利にするものですが、一方で交通量の多さから、慢性的な渋滞を引き起こしています。

市内のバス路線は、民間バス輸送会社 2 社が対応し、J R 野洲駅を拠点としているものの、以前から路線バスの利用が低い状況や、昨今のドライバーの高齢化、ドライバー不足により路線・便数の減少、利用者のさらなる低下による負の循環に陥り、路線網・運行状況が充実している状況とは言えない状況です。また、市では公共交通空白地における交通手段を確保するため、コミュニティバスを運行しており、市民が活動の範囲と頻度を広げ効率的に市内を隈なく循環しています。

【課題】

利便性の高い鉄道が走り、高速道路や主要な国道等へのアクセスが容易である一方、市内の十分とは言えないバス輸送等から、交通手段の中心が車であることにより渋滞し、交通環境に課題があります。また、物流拠点、物流の通過交通も重なり、国道 8 号の一部は慢性的な渋滞状況となっており、**大津湖南幹線が令和 7 年 3 月 29 日に一部開通（1.7km）しましたが**、国道 8 号野洲栗東バイパスの供用や大津湖南幹線のさらなる延伸による、交通環境の早期改善が望まれています。

さらに、市内バス交通機関が不十分なことから、J R 野洲駅利用の通勤者が、駅から離れた場所に立地する企業に通勤する場合、時間を要することに加え、自動車通勤による混雑を招いています。

こうしたことから、本市は国道や幹線道路と接続する道路交通網の整備に課題があります。



(資料 国道 8 号野洲栗東バイパスの整備促進に関する要望書)

③都市計画

【現状】

本市の地形は、東南部の三上山を中心とする山地と、山地から琵琶湖に向かって広がる平坦地に大きく分けられ、平坦地の多くは農地として利用され、生産性を向上させるために、基盤整備された水田や畑地が多くを占めています。

また、ＪＲ琵琶湖線野洲駅を中心として、ＪＲ東海道本線、ＪＲ東海道新幹線、物流の幹線である国道８号と並行するかたちで、商業地、住宅地、工業地等の市街地が広がります。

工業地には情報通信技術関連の企業が数多く立地しており、本市の基幹産業となっている状況です。

本市は、大津湖南都市計画区域に属し、市街化区域への編入を進めているものの、他の構成市と比較すると著しく市街化区域の面積割合が少なく、市街化調整区域の面積割合が多い状況です。

【課題】

交通環境の高い利便性から、事業用地の利用は多い一方で、本市の都市計画区域の状況に加え、未利用地が少なく、本市への進出意向事業者の需要に応えきれないことが課題といえます。

また、大阪・京都への鉄道アクセスの良さから、市内の企業に勤める従業員からは住宅取得の意向がある一方で、駅周辺を含め、利用できる住居系用地が少ないことが課題となっています。

このように、本市は、都市計画区域に占める市街化区域の割合が低く、企業や宅地開発が自由に行えないため、市街化区域面積の拡充に課題があります。

【大津湖南都市計画区域の状況（令和６年３月３１日現在）】

市町名	都市計画区域 面積(ha)	市街化区域 面積(ha)	都市計画区域に占 める市街化区域の 割合(%)	市街化調整区域 面積(ha)
大津市	32,910	5,884	17.9	27,027
草津市	4,865	1,984	40.8	2,881
守山市	4,558	1,237	27.1	3,321
栗東市	5,269	1,441	27.4	3,828
野洲市	6,057	796	13.1	5,261
湖南市	7,040	1,470	20.9	5,570

（資料 滋賀県の都市計画 2023）

(2) 商業

【現状】

本市の従業員数では、「製造業」が群を抜いて多く、市内の電子機器関連大手の事業所で働く人が多いことが伺えます。

商業では、「卸売業・小売業」「医療・福祉」の従業員が多く、地域の雇用を支えています。

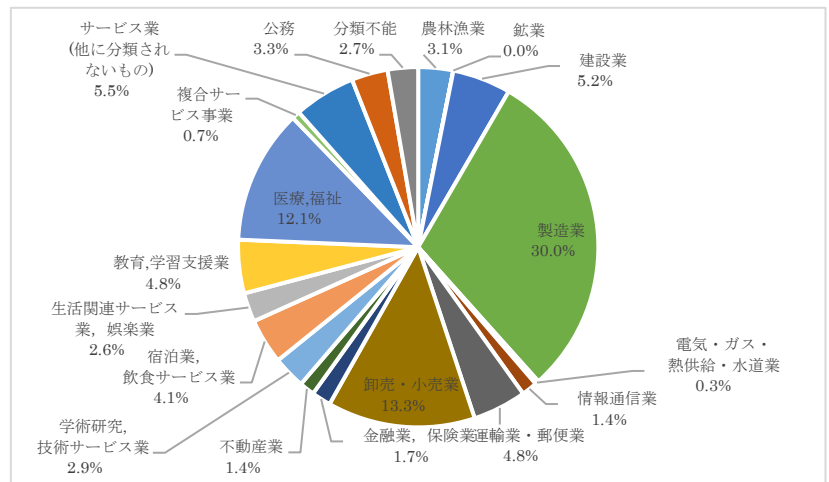
一方で、地域の商店の数は、年々減少傾向にあります。特に、食料品店が減少しており、長年地域の暮らしを支えてき

た小売業等の取り巻く状況は、車社会を反映した大型量販店等の進出や、インターネット環境や宅配便を利用した消費手段等の大きな変化により、さらに厳しい状況となっています。

加えて、小売業などの小規模店舗においては、消費の低迷による売上減少、事業主の高齢化、売上減少による事業存続の危機や後継者不足等、地域の暮らしを支える店舗の減少・消滅等といった負の循環に陥っている状況にあります。

金融機関では、事業者の資金需要に応え、官民の制度を踏まえたアドバイスで、事業者の経営の向上や改善につなげているほか、創業支援や事業承継のマッチング支援の取り組みを行っての拠点として、まちの賑わいを生み、市民の憩いの場、そして地

【産業大分類別就業者数構成比（令和2年国勢調査）】



資料：平成11年～平成19年 商業統計調査

平成24年,28年,令和3年 経済センサス-活動調査

平成26年 商業統計調査

【商店数・従業者数の推移】

区分	商店数	従業者数		年間商品販売額	
	実数 (店)	実数 (人)	対前回増減率 (%)	実数 (万円)	対前回増減率 (%)
平成11年	188	3,215	28.6	7,179,384	17.0
平成14年	465	3,425	6.5	7,687,778	7.1
平成16年	437	3,844	12.2	10,313,838	34.2
平成19年	388	2,737	△ 28.8	8,888,181	△ 13.8
平成24年	299	2,207	△ 19.4	4,867,500	△ 45.2
平成26年	306	2,501	13.3	7,577,400	55.7
平成28年	324	2,826	13.0	8,708,600	14.9
令和 3年	305	3,223	14.0	8,883,700	2.0

(注) 飲食店は除く。

域の交流の場となる商業空間の形成への可能性を有しています。駅前の活性化に向けて、市と商工会は①消費者への購買機会の提供、②地域の賑わいの創出、③住民同士の交流などコミュニティの創出で「地域の核」につなげることを目指しています。また、都市計画の中で、旧中主町方面でにぎわいづくりを目指している先ほど開通した大津湖南幹線沿道では、沿道サービス業への期待があるところです。

【課題】

小規模店舗等は、経営の安定化や後継者の確保が課題となっており、事業承継の手段に合わせた支援や、変化が激しい時代の中で、新たに事業展開を志す事業者への支援が必要とされています。

経済団体は、地域の暮らしを支える商業において、果たす役割はより大きなものとなり、創業・経営安定化・事業承継への支援について、特に小規模企業者へのきめ細かな支援が必要です。一方で、事業者は、経済団体に積極的に加入し、自らの事業活動に活用し、経済団体とともに成長発展していくことが重要です。

また、地域の商店が減少する中で、市民が便利な暮らしを続けるためには、大型小売店舗だけでなく、身近な地元商店を積極的に利用し、地域の事業者を助けることが欠かせません。そのためには、事業者は、事業活動を行うだけでなく、市民とともに地域社会で様々な役割を発揮し、魅力を伝えることが有効です。

持続的な経営のためには、多発する異常気象による猛暑や大雨といった自然災害時でも事業を続けられるよう、緊急時の対応方法等、予め「事業継続計画（BCP）※」を策定することの重要性を小規模な商業者へ普及させ、また計画策定を支援することが課題です。

【卸売・小売業（業種別）の推移】 資料：平成14年～平成19年、平成26年 商業統計調査
平成24年、28年、令和3年 経済センサス-活動調査

産業別	商 店 数（店）						
	平成14年	平成16年	平成19年	平成24年	平成26年	平成28年	令和3年
総 数	465	437	388	299	306	324	305
卸 売 業 計	68	69	56	54	61	59	55
小 売 業 計	397	368	332	245	245	265	250
各 種 商 品	4	4	2	1	1	2	-
織物・衣服・身の回品	37	33	31	20	30	30	22
飲 食 料 品	135	128	118	71	70	77	66
機械器具小売業	37	38	31	45	36	44	44
その他の小売業	49	42	38	99	97	101	105
無店舗小売業	-	-	-	9	11	11	13
そ の 他	135	123	112	-	-	-	-

（注）飲食店は除く。

※事業継続計画（BCP）…災害などの緊急事態が発生したときに、企業が損害を最小限に抑え、事業の継続や復旧を図るための手段などを取り決めておく計画。

(3) 工業

【現状】

野洲市商工会が発出した野洲市令和6年度経済動向調査によると、野洲市の産業別「生産額（総額）」は、第1次産業が28億円、第2次産業（鉱業・建設業・製造業）が4,095億円、第3次産業が1,561億円と、第2次産業の比率が72.0%と滋賀県全体62.0%を上回り非常に高く、本市は、ものづくりに関係する産業の比率が高い滋賀県の特徴を色濃く反映しています。特に、従業員100名以上の事業所が国道8号沿いや、その近隣に立地しており、本市のものづくりの中心地となっています。これは、国道1号、8号、名神高速道路の合流ポイントである栗東市近隣にトラック物流拠点が多く、そこからのアクセスが容易であるという物流面のメリットと、平成17年から工業振興の助成制度を導入したことにより、積極的に企業誘致を行ってきたことによるものです。

また、同調査によると産業部門中分類別に見ると、①電子部品・デバイス（1,347億円）、②電気機械（771億円）、③はん用・生産用・業務用機械（556億円）、④化学（454億円）が上位を占めており、野洲市の全産業の55.0%と、大きなウエイトを占めています。高度先端技術を有する多くの企業が立地している当市の状況と、生産性向上の必要性を鑑みて、平成30年12月に工場立地法における緑地面積率の見直しを行い、市の準則条例を定めました。これにより企業にとって、周辺の緑地環境に配慮しながらも工場の立地・増築などが進めやすい状況になりました。さらには、企業連携推進室を設置し、企業立地促進助成金も創設し、さらなる企業の誘致を進めています。

国道8号野洲栗東バイパスや大津湖南幹線のさらなる延伸整備が進むことで、市民・企業双方にとってさらなる交通・流通の利便性が高まることが期待されています。

一方、円安やトランプ関税による物価高により、建設業では資材の高騰、製造業においてもサプライチェーンの脆弱性や人手不足や技能継承が問題視されています。

【課題】

IoT※やAI活用等、目まぐるしく変化する経済環境下において第二次産業の発展には事業転換や設備投資が必要不可欠となっています。こうした状況下において、本市は商工会や市内金融機関と連携しながら、事業者の事業継続支援を行い、自立を促しながらさらなる成長に繋がるように段階的な支援を行う必要があります。

また、市内事業者への支援と共に、市外から事業者を呼び込む力を強化することも必要です。国道8号野洲栗東バイパスの沿線は前述の通り、交通・流通のメリットからさらなる開発が期待されますが、現時点では、農地転用の規制や都市計画における区域区分の規制から、新たな事業所の立地が難しく、また宅地についても十分に確保できていない状態です。バイパス整備により市内商工業の振興を図るためには、市民

の意向に沿った上で、周辺環境に配慮した土地利用の誘導を図り、地権者の提案等により開発を進めることが求められます。

以上のことから、‘ウチ’と‘ソト’両方を対象に工業振興のための事業支援策を実施し、事業者と共に成長できるようなまちづくりが期待されます。

【産業(中分類)別事業所数・従業者数及び製造品出荷額等・付加価値額】

資料：令和2年実績、経済センサス-活動調査 令和3年度実績、経済構造実態調査

区 分	令和3年実績				令和4年実績			
	事業所	従業者	製造品出荷額等	付加価値額	事業所	従業者	製造品出荷額等	付加価値額
	数(件)	数(人)	(万円)	(万円)	数(件)	数(人)	(万円)	(万円)
総 数	124	12,230	38,631,815	13,350,966	125	12,686	42,220,968	15,869,886
食 料 品	14	1,042	2,077,781	734,253	13	1,087	2,202,282	740,097
飲 料 ・ 飼 料	1	4	X	X	1	4	X	X
織 維 工 業	7	265	447,831	157,754	7	258	386,964	150,660
木 材 ・ 木 製 品	5	40	236,096	42,605	5	43	265,037	67,723
家 具 ・ 装 備 品	1	3	X	X	2	6	X	X
パ ル プ ・ 紙	7	117	138,219	53,608	7	120	138,144	48,716
印 刷	4	28	12,556	6,034	4	28	12,763	6,097
化 学 工 業	6	827	3,165,631	1,792,360	6	860	3,238,793	1,648,603
石 油 ・ 石 炭	1	8	X	X	1	9	X	X
プ ラ ス チ ッ ク	7	259	816,998	343,259	7	267	807,000	269,289
ゴ ム 製 品	1	105	X	X	1	97	X	X
皮 革	1	23	X	X	1	21	X	X
窯 業 ・ 土 石	5	216	702,631	313,680	4	197	734,710	323,500
鉄 鋼 業	-	-	-	-	-	-	-	-
非 鉄 金 属	3	70	404,381	62,928	3	70	538,333	49,169
金 属 製 品	13	764	2,202,665	1,041,214	13	344	1,182,207	496,012
は ん 用 機 械	3	85	351,378	128,580	3	83	381,710	119,051
生 産 用 機 械	18	1,217	5,651,341	2,380,974	19	1,229	6,105,852	2,817,530
業 務 用 機 械	4	108	188,479	112,373	5	663	1,113,197	319,833
電 子 ・ デ バ イ ス	9	6,765	21,287,026	5,713,690	9	6,840	22,854,470	7,629,403
電 気 機 械	3	105	360,589	199,512	4	291	1,657,401	923,576
情 報 通 信 機 械	-	-	-	-	-	-	-	-
輸 送 機 械	7	135	152,229	51,151	7	135	162,073	54,131
そ の 他	4	44	56,127	35,418	3	34	53,313	31,864

(注) 従業者4人以上の事業所

付加価値額の数値は、29人以下の事業所については粗付加価値額

6月1日現在

※IoT…あらゆるものがインターネットを通じてつながること。コンピュータ等の情報・通信機器だけでなく、世の中に存在する様々なモノに通信機能を持たせ、相互に通信し自動制御や遠隔計測等を行うこと。

第3章 基本目標と実施施策

～3つの力をあわせて活力の創出！～

呼び込む力

基本目標1 企業立地・事業者支援の推進

本市は、企業立地や事業拡大の需要が多いものの、産業用地として一団の空閑地がなく用地不足が続いており、新たな産業用地の整備が求められています。併せて、新たな雇用創出に見合った住環境づくりも必要です。本市においては、大津湖南幹線や国道8号パイパスの開通・延伸などの開発が予定されています。また、市内商工業の持続的な発展のため、新たなビジネスの創業を促すだけでなく、既存事業者への支援として、設備投資の需要、経営の安定化、円滑な事業承継などへの支援が期待されています。

企業活動を支える環境の整備

実施主体

①企業立地と設備投資の支援

- ・市街化区域の拡大等法制度の活用により新たな産業用地の確保を図る。
- ・市内に新たに進出する企業や既存企業が活用できる助成制度を創設しその活用を促す。
- ・中小企業等経営強化法※に基づく認定を受けた中小企業の設備投資に対して固定資産税の特例を適用する。
- ・工場立地法による緑地面積率を緩和し、工場立地や設備投資の促進につなげる。

②企業活動を活性化させる環境整備

- ・幹線道路の整備、河川改修による治水・災害対策等を計画的に進める。
- ・事業継続計画（BCP）策定の重要性を周知し、策定支援を行う。
- ・雇用創出に伴う住環境、子育て環境の整備を計画的に行う。

市
経済団体
(商工会・
工業会)
事業者
金融機関
(JA含)

事業者支援の推進

③小規模企業者への経営支援	実施主体
・企業規模や状況、ニーズに応じた経営支援を実施する。 ・優先的な域内調達を通し、官民ともに積極的に地域の事業者を利用する。 ・創業塾の開催、創業塾の修了と本市独自の補助金申請を連動させた創業支援を行う。 ・補助金を受けた事業者のフォローアップや成果検証を実施し、「持続可能な創業の実現」を目指す。 ・人材育成・技術向上に努め、技術開発機会等の研修・イベントの企画と実施をする。 ・後継者育成や事業承継課題を学ぶ場づくり、関係者交流会の共同開催をする。	経済団体 (商工会・工業会) 事業者 金融機関 (JA含) 市

事業継続のための人材の確保

④雇用の創出	
・幅広い世代の就労支援・人材育成の強化を行う。 ・現場視察等、企業間交流会の開催、インターンシップの推進を行う。 ・ワーク・ライフ・バランスの推進、AI、DX※の導入など、働き方改革を進める。 ・福利厚生の充実を図る。	事業者 経済団体 (商工会・工業会) 市

重点施策

- ・市街化区域の拡大等法制度の活用により産業用地、住宅用地の確保に取り組めます。
- ・野洲市企業立地促進助成制度により、工場等の新設等や設備向上のための投資を支援します。
- ・駅前周辺に、にぎわいと活力を生む施策を進めます。
- ・創業塾を開催し、新しく事業を始める人への支援を拡充します。
- ・事業承継への支援を経済団体や金融機関と協力して進めます。
- ・中小企業等経営強化法による支援について、周知に努めます。

※中小企業等経営強化法…中小企業や小規模事業者が設備投資を通じて生産性向上を目指すための支援をする法律。この法律に基づき認定を受けた企業は、設備投資に対して固定資産税の軽減といった支援をしている。

※DX…従来のやり方にとらわれず、データとデジタル技術を活用して、顧客や社会のニーズを基に、製品やサービス、ビジネスモデル、組織、プロセス、企業文化・風土を変革し、時代の変化や競争に備えること。

市内の中心地域と周辺地域では、生活の利便性という点で大きな差が生じています。このような地域課題に対応し、市内のどの地域にあっても市民生活や地域経済が循環することが期待されています。野洲市の特徴である、水と緑、田園が個々の持ち味を生かしながらもバランスを保ちながら市民生活が維持・発展していく中で、にぎわいづくりにつなげていくことが求められます。

流通システムの構築と地域経営

実施主体

①地域の連携と伴走支援

- ・中小企業の多様な経営課題に対応するため、関係機関による一体的な支援の促進を行う。
- ・事業者の資金繰りを支援し、雇用と地域経済の安定を図る。
- ・経済団体の活動活性化につながる支援を行う。
- ・地域商品の流通促進に向けた支援を行う。
- ・大学と市と企業の連携を図る。

②地域課題の解決

- ・コミュニティビジネス※の創出と推進及び事業者への支援を行う。
- ・コミュニティレベルでの地域運営・経営と事業化の取り組みの活動支援を行う。
- ・地域連携による総合的な魅力の創出事業への支援を行う。
- ・地産地消を推進し、販売場所の拡大に取り組む。
- ・市民が地元のお店を積極的に利用し、地域ぐるみで支え合う。

③販路の維持と新たな市場開拓

- ・サプライチェーンの改善・強化支援を行う。
- ・市内消費の拡大に取り組み、広域での市場開拓を行う。
- ・消費需要拡大に結びつく企画支援を行う。
- ・事業分野をリードするプロに学ぶ人的交流の拡大を図る。

市
経済団体
(商工会・
工業会)
事業者
金融機関
(JA 含)
大学
市民

重点施策

- ・地域課題に取り組み、経済活力の創出を目指す事業者への支援を行います。

※コミュニティビジネス…地域社会のニーズを掘り起こし、生活に関わるきめ細かいサービスを提供する等、地域コミュニティの問題解決や生活の質の向上を目指す住民主体の事業活動のこと。

生み出す力

基本目標3 地域ブランド育成・創出と強化

野洲市には、豊かな自然や歴史があり、魅力ある地域資源があります。これらを活かし、商工業者・農林漁業者・関係団体等が連携し、特産品をはじめとした地域ブランドの育成・創出により、市の魅力発信を推進していくことが期待されています。また、市民との協働や観光振興などの取り組みを通じて、地域資源を磨き上げることで、その価値を高め、地域経済の活性化を図ることが期待されています。

地域の誇りと新ふるさと創生

実施主体

①地域資源の磨き上げと活用

- ・異業種間の連携を促進する。
- ・新商品開発の推進、新市場の開拓を図る。
- ・地域資源調査と意見交換会の開催を行う。
- ・地域商品のPR用アンテナショップ※を推進する。

②新分野・新事業の支援

- ・キャッシュレス決済等のフィンテック※を用いた事業の支援を図る。
- ・3Dプリンターやロボット技術、AIによる需要予測など、新しいテクノロジーへの対応を図る。
- ・健康増進を図る施設やアプリ等を活用する。
- ・市内だけでなく周辺市との連携を図る。

③野洲の魅力発信

- ・野洲市の産業、自然、歴史の情報発信等による振興や、地域の生活文化に学ぶ着地型観光※の推進を図る。
- ・商工業を推進する場の創出を行う。

事業者
経済団体
市
金融機関
(JA 含)

重点施策

- ・地域ブランドの育成・創出を支援し、返礼品を設定したふるさと納税制度を活用して、その魅力について情報発信を推進します。

※アンテナショップ…企業や地方自治体などが自社あるいは地元の製品を広く紹介したり、消費者の反応を探ったりする目的で開設する店舗のこと。

※着地型観光…地元ならではのプログラムを企画し、観光客を現地で受け入れる観光の形態。

※フィンテック (Fintech) とは、Finance (金融) と Technology (技術) を組み合わせた造語で、IT を活用した金融サービスのこと。

第4章 計画の進捗管理

1. 目標指標

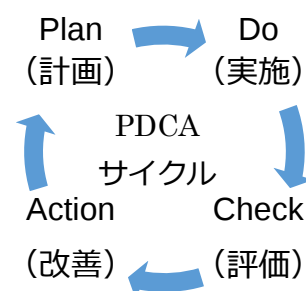
進捗評価するための、指標を設定します。

指標		当初計画策定時 現状値	令和7年度 目標値	令和7年度 実績値
(商業) 年間商品販売額		87,086 百万円 (平成 28 数値)	99,000 百万円	88,837 百万円 (R3 数値)
		(参考) 平成 28 年経済センサス-活動調査		
(工業) 付加価値額		92,168 百万円 (平成 29 数値)	104,256 百万円	158,698 百万円 (R4 数値)
		(参考) 平成 29 年工業統計調査		
創業塾受講	受講者	7 名	20 名	17 名
	修了者	3 名	20 名	17 名
	創業者	1 名	2 名	13 名 (うち創業塾 受講者 11 名)
(修了・創業) 件数		(参考) 創業支援等事業計画		
需要動向調査		15 社	20 社	35 社
		(参考) 経営発達支援計画		
経営分析件数		31 社	30 社	33 社
		(参考) 経営発達支援計画		
展示・商談会出展 事業者数		4 社	4 社	7 社
		(参考) 経営発達支援計画		
イベント等活用販路 開拓支援事業数		7 社	8 社	12 社
		(参考) 経営発達支援計画		

指標	令和 7 年度 現状値	令和 1 2 年度 目標値
(商業) 年間商品販売額	88,837 百万円 (R3 数値)	
	(参考) 令和 3 年経済センサス-活動調査	
(工業) 付加価値額	158,698 百万円 (R4 数値)	
	(参考) 令和 4 年工業統計調査	
創業塾受講 (修了・創業) 件数	受講者 17 名 修了者 17 名 創業者 13 名 (うち創業塾受講者 11 名)	
	(参考) 創業支援等事業計画	
需要動向調査	35 社	
	(参考) 経営発達支援計画	
経営分析件数	33 社	
	(参考) 経営発達支援計画	
展示・商談会出展 事業者数	7 社	
	(参考) 経営発達支援計画	
イベント等活用販路 開拓支援事業数	12 社	
	(参考) 経営発達支援計画	

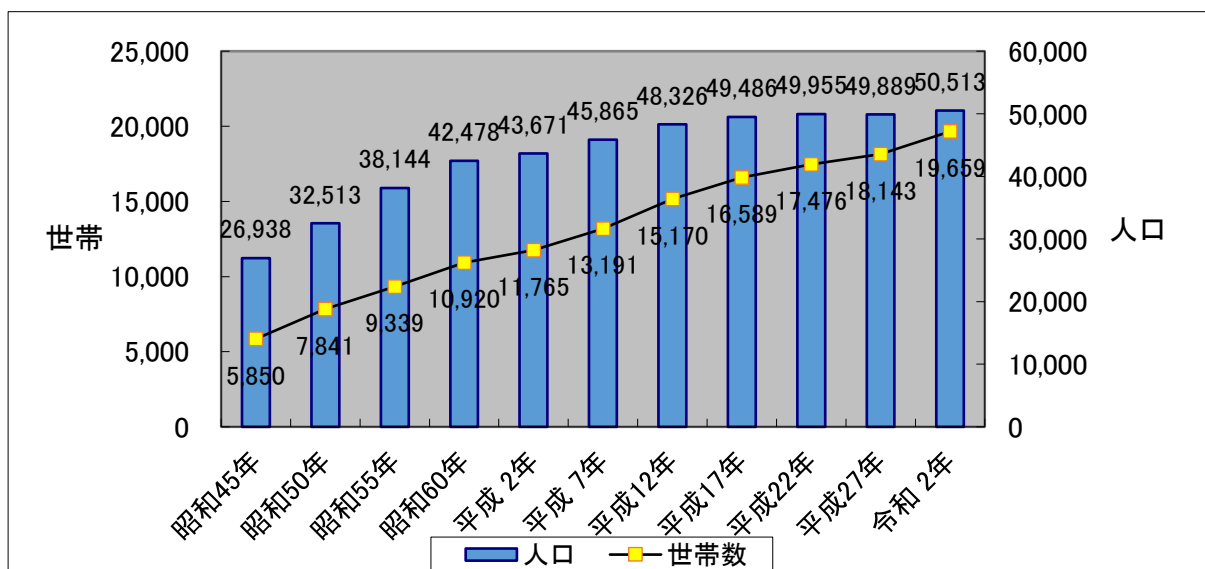
2. PDCA サイクル

目標の達成状況、施策の実施状況について、定期的に評価し、必要に応じて改定するなどの、進捗管理を行います。将来像に向けた計画 (Plan) を立て、計画に基づいた事業を実施 (Do) し、その達成度、効果を評価 (Check) し、評価結果から計画を見直し改善を実施する (Action) という PDCA サイクルを繰り返すことで、計画を推進します。



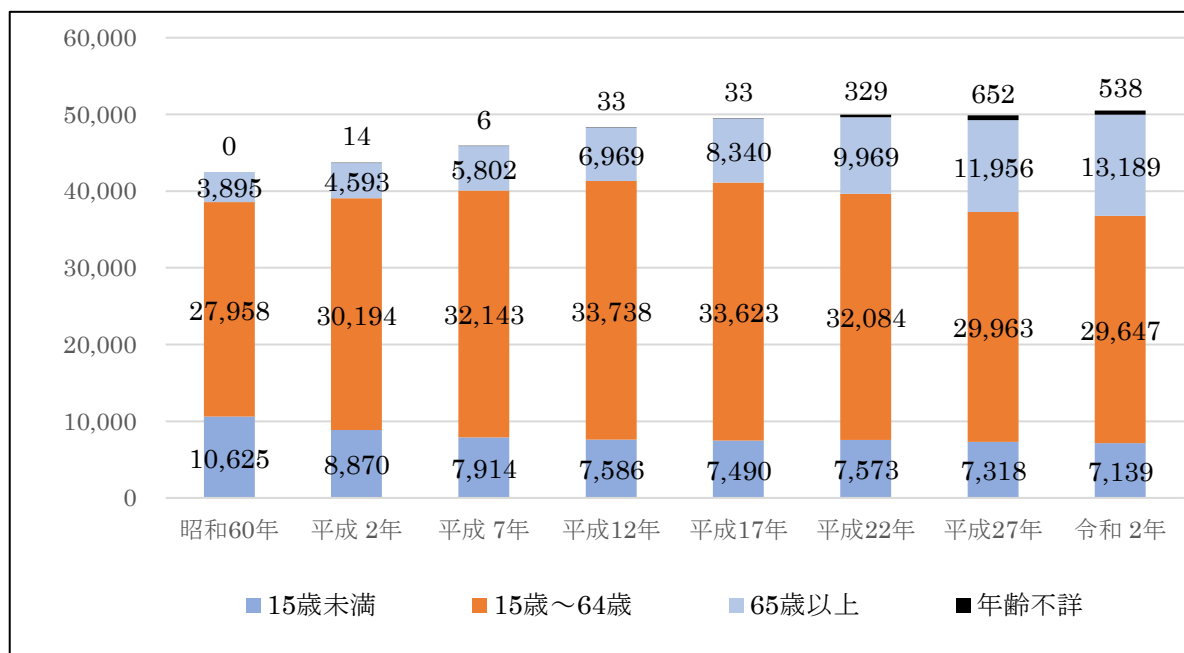
◆ 1. 人口関連

【国勢調査人口及び世帯数】



(資料 国勢調査)

【年齢区分別人口】



(資料 国勢調査)

令和2年の従業者は、第3次産業（14,335人）、第2次産業（8,579人）、第1次産業（759人）の順に多い。

【産業（大分類）別人口】

区分	平成22年			平成27年			令和2年		
	総数	男	女	総数	男	女	総数	男	女
総数	24,790	14,495	10,295	24,350	13,904	10,446	24,337	13,685	10,652
第1次産業	914	559	355	861	545	316	759	438	321
農業	902	552	350	848	536	312	746	431	315
林業	5	3	2	4	3	1	1	–	1
漁業	7	4	3	9	6	3	12	7	5
第2次産業	8,761	6,588	2,173	8,554	6,388	2,166	8,579	6,426	2,153
鉱業	8	6	2	2	1	1	5	4	1
建設業	1,418	1,148	270	1,345	1,063	282	1,276	991	285
製造業	7,335	5,434	1,901	7,207	5,324	1,883	7,298	5,431	1,867
第3次産業	13,883	6,685	7,198	14,314	6,650	7,664	14,335	6,482	7,853
電気・ガス・熱供給・水道業	93	81	12	86	70	16	80	69	11
情報通信業	327	242	85	353	274	79	342	255	87
運輸業・郵便業	1,285	876	409	1,253	843	410	1,173	788	385
卸売・小売業	3,468	1,689	1,779	3,310	1,561	1,749	3,229	1,488	1,741
金融業、保険業	483	204	279	469	201	268	421	167	254
不動産業	276	177	99	323	203	120	331	192	139
学術研究、技術サービス	684	460	224	624	409	215	711	442	269
宿泊業、飲食サービス業	1,030	347	683	1,084	379	705	990	332	658
生活関連サービス業、娯楽業	676	254	422	699	259	440	633	227	406
教育、学習支援業	1,062	418	644	1,091	411	680	1,168	405	763
医療、福祉	2,292	483	1,809	2,713	549	2,164	2,939	652	2,287
複合サービス事業	140	76	64	208	126	82	177	96	81
サービス業（他に分類されないもの）	1,291	797	494	1,304	785	519	1,350	817	533
公務	776	581	195	797	580	217	791	552	239
分類不能	1,232	663	569	621	321	300	664	339	325

(注)各年10月1日現在

◆ 2. 交通環境・都市計画関連

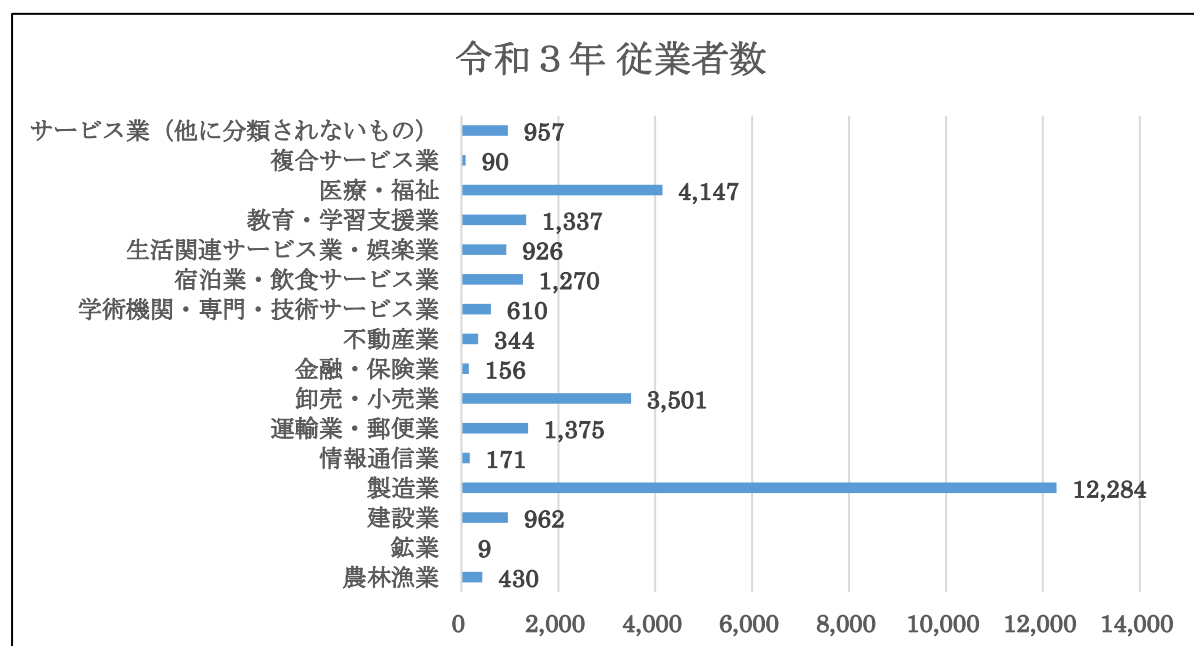
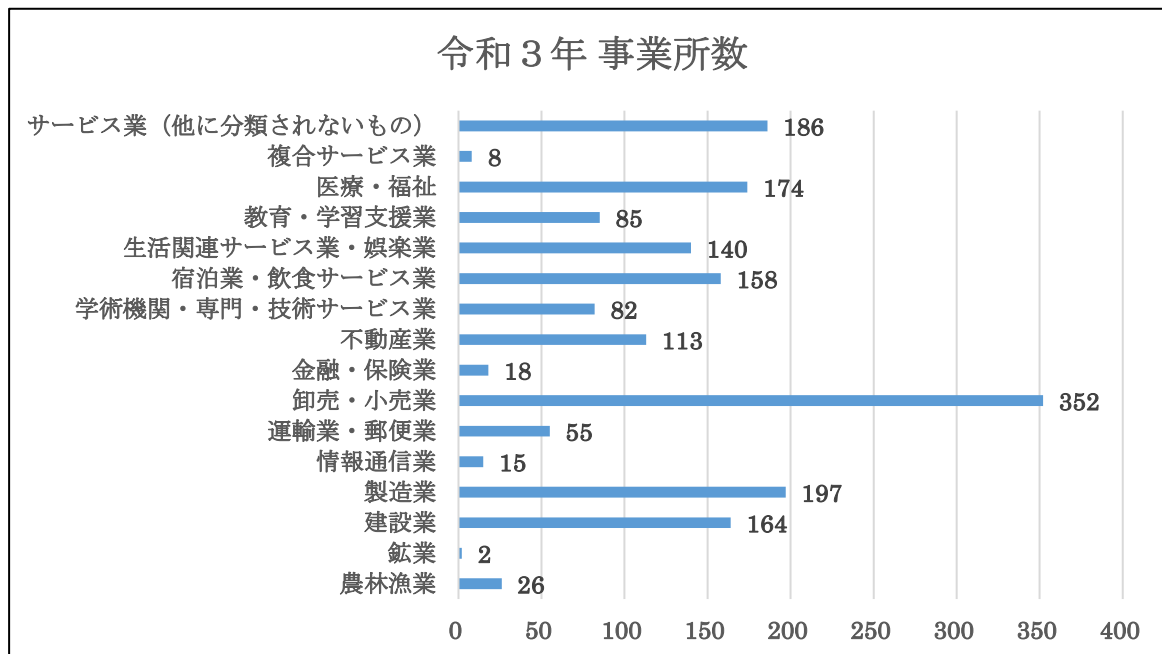
【商業地域・準工業地域・工業地域・工業専用地域の状況（面積 ha）】

区分	商業地域	準工業地域	工業地域	工業専用地域
大津市	478.2	296.4	287.1	2.5
草津市	93.0	285.1	226.2	93.1
守山市	203.8	22.8	157.6	66.3
栗東市	31.9	143.4	241.4	40.3
野洲市	15.9	46.7	194.1	54.5
湖南市	12.6	122.5	260.9	286.1

（資料 滋賀県の都市計画 2023）

◆ 3. 商業関連

【産業別事業所数・従業者数】



（資料 野洲市統計書（令和6年版）、令和3年経済センサスを基に作成）

- ・事業所数は、「卸売・小売業（352）」、「製造業（197）」、「サービス業（186）」の順に多い。
- ・従業者数は、「製造業（12,284人）」、「卸売・小売業（4,147人）」、「医療・福祉（3,501人）」の順に多い。

【産業別事業所数・従業者数】

(資料 平成 26 年経済センサス基礎調査

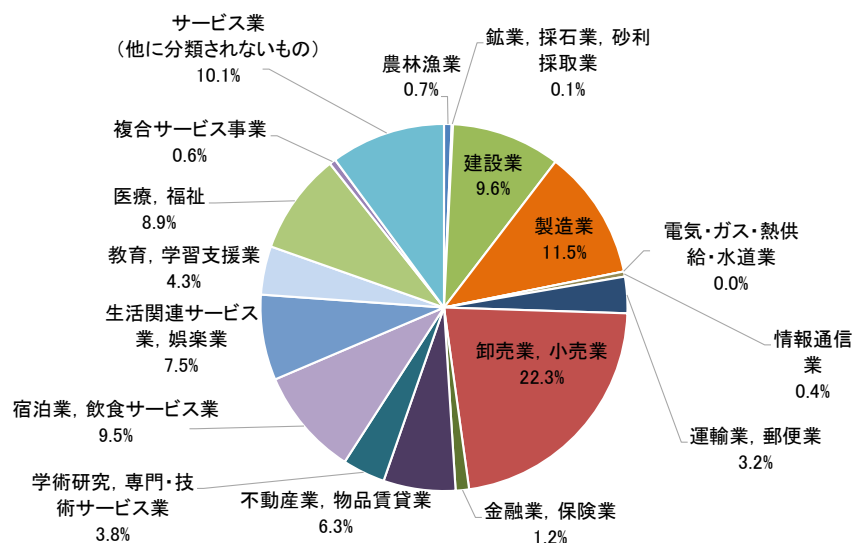
平成 24 年、28 年、令和 3 年経済センサス活動調査 (単位：事業所・人))

区 分	平成24年		平成26年		平成28年		令和3年	
	事業所数	従業者数	事業所数	従業者数	事業所数	従業者数	事業所数	従業者数
総 数	1,828	22,996	1,943	25,751	1,772	23,765	1,795	29,073
農林漁業	9	138	12	151	12	151	26	430
非農林漁業	1,819	22,858	1,916	25,230	1,760	23,614	1,752	28,219
鉱業	1	8	2	12	2	10	2	9
建設業	191	1,037	177	957	173	951	164	962
製造業	206	9,159	209	9,811	203	9,574	197	12,284
電気等・熱供給業	-	-	2	73	-	-	3	80
情報通信業	6	25	12	47	9	42	15	171
運輸業・郵便業	61	1,553	57	1,429	54	1,467	55	1,375
卸売・小売業	404	3,340	434	3,803	393	3,623	352	3,501
金融・保険業	30	257	22	182	21	173	18	156
不動産業	140	397	139	318	110	254	113	344
学術研究・専門・技術サービス業	79	446	82	489	72	506	82	610
宿泊業・飲食サービス業	176	1,419	180	1,471	170	1,437	158	1,270
生活関連サービス業・娯楽業	133	839	138	901	134	899	140	926
教育・学習支援業	68	388	101	1,353	78	341	85	1,337
医療・福祉	128	2,770	157	3,141	158	3,012	174	4,147
複合サービス業	4	49	10	95	10	107	8	90
サービス業（他に分類されないもの）	192	1,171	194	1,148	173	1,218	186	957
公務	-	-	15	370	-	-	17	424

(注)「電気等・熱供給業」とは、電気・ガス・熱供給・水道業をいう。

平成24年、平成28年の事業所・従業者総数は民営のみ。

【産業大分類別の事業所数構成比】



(資料 平成 28 年経済センサス活動調査)

◆ 4. 工業関連

◆ 4. 工業関連

【経済活動別市内総生産（実数）】

（資料 滋賀県市町民経済計算（令和 7 年 3 月 28 日公表））

	平成23年度 2011	24年度 2012	25年度 2013	26年度 2014	27年度 2015	28年度 2016	29年度 2017	30年度 2018	令和元年度 2019	2年度 2020	3年度 2021	4年度 2022
1. 農林水産業	1,538	1,761	1,520	1,233	1,419	1,599	1,717	1,625	1,430	1,436	1,307	1,360
（1）農業	1,492	1,713	1,478	1,189	1,370	1,553	1,674	1,590	1,397	1,409	1,279	1,331
（2）林業	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3
（3）水産業	43	45	39	41	46	43	40	32	29	24	25	26
2. 鉱業	120	136	187	246	251	197	203	197	205	200	184	226
3. 製造業	44,007	67,257	79,948	79,437	59,318	105,673	97,623	147,538	110,434	100,136	123,375	139,712
4. 電気・ガス・水道・廃棄物処理業	5,125	5,396	5,020	4,683	5,044	5,012	5,017	5,653	5,410	5,161	5,400	5,522
5. 建設業	8,345	8,580	8,028	8,549	13,000	7,014	8,459	10,919	24,287	10,518	12,643	10,154
6. 卸売・小売業	12,531	13,000	13,647	13,634	13,904	14,005	14,551	14,501	14,316	13,527	14,159	14,731
7. 運輸・郵便業	8,967	9,593	8,779	9,600	10,386	10,938	10,914	11,282	11,147	8,682	9,107	10,242
8. 宿泊・飲食サービス業	3,245	3,015	3,310	3,505	3,481	3,932	4,163	3,946	3,666	2,157	1,915	2,612
9. 情報通信業	1,130	1,171	1,222	1,238	1,207	1,163	1,819	2,579	3,177	4,021	4,613	4,421
10. 金融・保険業	2,276	2,325	2,388	2,408	2,410	2,290	2,176	2,112	2,300	2,174	2,168	2,364
11. 不動産業	21,935	21,653	22,163	22,316	22,431	22,465	22,486	22,572	22,851	23,344	24,053	25,049
12. 専門・科学技術・業務支援サービス業	10,064	8,863	8,562	7,798	8,418	9,062	8,948	8,336	8,156	7,735	7,351	7,856
13. 公務	4,245	4,000	4,012	4,074	4,228	4,218	4,323	4,409	4,452	4,490	4,509	4,548
14. 教育	3,866	3,962	4,059	4,395	4,242	4,043	3,879	4,073	3,841	3,863	3,772	3,946
15. 保健衛生・社会事業	16,533	16,849	16,970	16,890	17,880	18,594	19,439	20,209	21,356	21,897	23,932	24,815
16. その他のサービス	9,897	9,714	9,878	10,171	9,964	9,763	10,135	9,567	9,425	8,230	8,776	9,295
17. 小計（1～16の計）	153,823	177,274	189,694	190,179	177,585	219,968	215,850	269,517	246,454	217,569	247,265	266,852
18. 輸入品に課される税・関税	1,900	2,215	2,578	3,386	3,066	3,314	3,559	4,763	4,295	3,859	5,115	7,089
19. (控除)総資本形成に係る消費税	1,410	1,664	1,577	2,203	2,360	2,815	3,157	4,228	4,116	3,783	4,211	5,584
20. 経済活動別市内総生産額（17+18-19）	154,314	177,825	190,695	191,362	178,291	220,468	216,252	270,052	246,633	217,645	248,168	268,357
（参考）第一次産業	1,538	1,761	1,520	1,233	1,419	1,599	1,717	1,625	1,430	1,436	1,307	1,360
第二次産業	52,471	75,973	88,163	88,232	72,570	112,883	106,285	158,655	134,926	110,853	136,202	150,092
第三次産業	99,814	99,540	100,010	100,714	103,596	105,486	107,848	109,237	110,098	105,281	109,755	115,400
（参考）一人当たり総生産	3,076	3,546	3,801	3,820	3,574	4,406	4,306	5,388	4,890	4,309	4,949	5,349

（注）第一次産業 農林水産業
第二次産業 鉱業、製造業、建設業
第三次産業 電気・ガス・水道・廃棄物処理業、卸売・小売業 ～ その他のサービス業
各産業とも輸入品に課される税・関税等を含みません

（資料 令和 7 年 8 月 MONTHLY DATA

【市町別保証状況（令和 7 年 7 月）】

（滋賀県信用保証協会 HP）

市町名	保証承諾					保証債務残高 (A)				代位弁済 (B)			代弁率 B/A
	当月中		年度累計							年度累計			
	件数	金額	件数	金額	前年比	件数	金額	前年比	構成比	件数	金額	前年比	
大津市	145	1,758	503	5,440	75.1	6,772	70,887	94.9	19.4	16	86	18.2	0.12
彦根市	93	1,077	300	3,690	120.5	3,233	32,736	95.9	8.9	3	17	8.7	0.05
長浜市	75	870	289	3,239	64.7	3,941	38,169	92.1	10.4	30	434	547.6	1.14
近江八幡市	53	854	206	2,603	102.8	2,391	24,338	95.8	6.7	10	90	5,562.8	0.37
草津市	77	1,033	270	3,820	143.2	3,020	34,147	98.8	9.3	8	67	33.0	0.19
守山市	44	547	146	1,434	75.8	1,878	19,419	92.8	5.3	15	326	146.1	1.68
栗東市	36	459	141	1,793	74.8	1,898	20,175	94.1	5.5	8	64	85.1	0.32
甲賀市	34	392	147	1,719	73.3	2,275	22,053	93.9	6.0	0	0	—	—
野洲市	37	394	111	1,241	78.4	1,233	13,471	96.1	3.7	16	230	345.5	1.71
湖南市	36	419	107	1,124	98.0	1,342	14,927	95.8	4.1	9	98	123.0	0.66

【工業の推移】

(資料 平成 25、26、29、30、31 年工業統計調査

平成 28 年、経済センサスー活動調査)

経済センサスー活動調査

経済構造実態調査

区分 年（実績）	事業所数 （件）	従業者数 （人）	現金給与総額 （万円）	原材料使用総額 （万円）	製造品出荷額等 （万円）	付加価値額 （万円）
平成30年	104	11,061	6,030,702	22,092,285	37,250,317	14,507,364
令和元年	107	12,169	6,643,009	24,901,792	38,334,248	13,063,458
令和 2年	118	12,413	6,785,798	22,265,918	34,442,130	11,647,530
令和 3年	124	12,230	7,524,491	24,835,163	38,631,815	13,350,966
令和 4年	125	12,686	7,759,359	25,663,611	42,220,968	15,869,886

【工業用地の推移】

(資料 平成 25、26、29、30、31 年工業統計調査

平成 28 年、経済センサスー活動調査)

区分 年（実績）	事業所数 （件）	工業用地（㎡）		
		敷地面積	建築面積	延建築面積
平成 25 年	40	1,371,543	565,474	821,289
平成 26 年	38	1,383,371	561,107	811,153
平成 27 年	47	1,444,505	...	...
平成 28 年	42	1,497,333	...	...
平成 29 年	44	1,459,007	...	...
平成 30 年	45	1,448,383	...	...

◆ 5. 野洲市商工業振興基本計画検討委員会

【検討委員会委員名簿】

当初計画作成委員

(順不同 敬称略)

氏名	所属・役職	備考
◎ 金井 萬造	立命館大学経済学部 客員教授	学識経験者
田中 勝也	滋賀大学経済学部 教授	学識経験者
○ 松沢 松治	野洲市商工会長	経済団体の代表
多田 裕	野洲工業会／株式会社 村田製作所 野洲事業所所長	経済団体の代表
村川 強	野洲市金融協議会 会長／滋賀中央信用金庫野洲支店長	金融機関の代表
梅景 俊之	野洲市商工会会員／有限会社 御菓子司 梅元老舗 代表取締役	事業者の代表
北村 尚介	野洲市商工会会員／有限会社 アメニティ北村 代表取締役	事業者の代表
橘 円	野洲市 PTA 連絡協議会顧問	市民の代表
水島 左知子	野洲生活学校・代表	市民活動団体の代表
武内 了恵	野洲市 環境経済部長	市の職員

(◎：委員長、○副委員長)

【検討委員会開催経過】

	日 程	概 要
第1回	令和2年7月14日（火）	- 委員委嘱、委員長及び副委員長の選任 - 野洲市商工業振興基本条例（令和2年4月1日施行）の経過説明 - 野洲市商工業振興基本計画（案）の骨子の検討について
第2回	令和2年10月8日（木）	野洲市商工業振興基本計画（案）の具体策の検討について
第3回	令和2年11月19日（木）	野洲市商工業振興基本計画（案）の確定について

【検討委員会委員名簿】

令和7年度中間見直し委員

(順不同 敬称略)

氏名	所属・役職	備考
田中 勝也	滋賀大学経済学部 教授	学識経験者
杉田 浩一郎	野洲市商工会 副会長 スギタビル 代表者	事業者の代表
北中 良幸	野洲市商工会 副会長 (株)きたなかふぁーむ 代表取締役	事業者の代表
木村 靖	野洲市商工会 会長 (株)野洲サルベージ 取締役会長	経済団体の代表
山本 真嗣	野洲工業会 会長 (株)山本管工 代表取締役	経済団体の代表
中吉 貴志	野洲市金融協議会 会長 レーク滋賀農業協同組合 支店長	金融機関の代表
橘 円	野洲市地域学校 協働推進員	市民の代表
水島 左知子	野洲生活学校 代表	市民活動団体の代表
中塚 誠治	野洲市環境経済部 部長	市の職員

(◎：委員長、○副委員長)

◆ 6. 野洲市商工業振興基本条例

令和 2 年 3 月 25 日

条例第 3 号

(目的)

第 1 条 この条例は、市の商工業の振興に関する基本理念を定め、商工業に関わる者の役割及び責務を明確にすることにより、商工業の振興を推進し、もって地域経済の活性化及び市民生活の向上を図ることを目的とする。

(定義)

第 2 条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 事業者 市内において事業を営む個人又は法人をいう。
- (2) 経済団体 商工会法（昭和 35 年法律第 89 号）の規定により設立され、市内における商工業の振興及び経済の活性化に取り組む団体その他類する団体をいう。
- (3) 金融機関 市内に本店若しくは支店を置く銀行、信用金庫及び農業協同組合又は市内の事業者が金融取引を行う機関をいう。
- (4) 市民 市内に在住し、在勤し、又は通学する者をいう。

(基本理念)

第 3 条 商工業の振興の基本理念は、次のとおりとする。

- (1) 事業者自らの創意工夫及び自主的な経営努力を行うことを基本に、経済団体、金融機関、市民及び市が相互に連携し、並びに協力して総合力を発揮すること。
- (2) 地域資源を積極的に活用し、新たな価値を創出し、地域経済の活性化を促すこと。
- (3) 若者をはじめ全世代が住み続けたい持続可能なまちづくりに寄与すること。

(基本指針)

第 4 条 商工業の振興は、前条に規定する基本理念にのっとり、次に掲げる事項を基本として行うものとする。

- (1) 地域社会が発展し、市民の生活及び文化が豊かになること。
- (2) 地域の各主体が連携し、協働を図ること。
- (3) 地域経済の好循環を創出すること。
- (4) 地域の小規模企業者（中小企業基本法（昭和 38 年法律第 154 号）第 2 条第 5 項に規定する小規模企業者をいう。）を中心に経営支援を行うこと。

- (5) 創業支援を行い、雇用を創出すること。
- (6) 地域ブランドの創出及び強化を図ること。

(事業者の役割)

第5条 事業者は、社会経済情勢の変化に即応し、技術、サービスの向上及び競争力の強化を図るとともに、市民の需要に応じた商品又はサービスを提供することにより、市民生活の向上に寄与するものとする。

- 2 事業者は、自らの事業の強化、安定及び経営の改革に努めるとともに、人材及び後継者の育成、地域からの雇用の促進並びに従業員の福利厚生の実施を図るものとする。
- 3 事業者は、経済団体に積極的に加入及び活動に参加し、自らの事業活動及び相互の成長発展に努めるものとする。
- 4 事業者は、市及び経済団体等が実施する商工業の振興に関する施策に協力するものとする。
- 5 事業者は、資材及び物品の調達、請負並びに必要な工事等の発注に当たっては、他の事業者への受注機会の提供に努めるものとする。
- 6 事業者は、自らの事業活動及び社会貢献活動を通じて、まちづくりへの参画に努めるものとする。

(経済団体の役割)

第6条 経済団体は、事業者の創意工夫及び自主的な経営努力による活動、創業並びに事業承継を支援するものとする。

- 2 経済団体は、商工業の振興及び経済の活性化を目的とした事業等を積極的に進めるものとする。
- 3 経済団体は、事業者の支援並びに会員の加入促進及び交流に努めるものとする。
- 4 経済団体は、事業等を通じて地域社会への貢献に努めるとともに、市等が実施する商工業の振興施策に協力するものとする。

(金融機関の役割)

第7条 金融機関は、事業者の資金需要に対する適切かつ積極的な対応並びに経営の向上及び改善に対する支援により、商工業の活性化に資するよう努めるものとする。

(市民の役割)

第8条 市民は、商工業の振興が市民生活の向上とまちづくりの推進につながることに理解を深め、商工業の振興のために各主体と連携し、及び協力するよう努めるものとする。

(市の役割及び責務)

第9条 市は、商工業の振興のための施策及び計画を策定し、進行管理を行うものとする。

2 市は、都市基盤の整備を進め、商工業の振興を図るものとする。

3 市は、事業者及び経済団体に対し、事業者の経営の発達及び安定並びに勤労者の福利厚生のため、情報の提供、事業等への助言及び財政的な支援に努めるものとする。

4 市は、資材及び物品の調達、請負並びに必要な工事等の発注に当たっては、事業者への受注機会の提供に努めるものとする。

5 市は、商工業の振興施策を推進するため、国、他の地方公共団体、経済団体その他の関係機関との連携を図り、施策を講ずるものとする。

(基本計画)

第10条 市長は、商工業の振興に関する施策を実施するため、野洲市商工業振興基本計画（以下「基本計画」という。）を策定するものとする。

2 市長は、基本計画を策定するに当たっては、市の他の基本的な計画との調整を図り、各計画が相互に連携するようにしなければならない。

3 基本計画には、次に掲げる事項を定める。

(1) 商工業の振興についての目標に関する事項

(2) 商工業の振興についての施策に関する事項

(3) 前2号に掲げるもののほか、商工業の振興に関する事項

4 市長は、基本計画を策定し、又は変更しようとするときは、市民、事業者等の意見を反映するよう努めるとともに、第12条に規定する野洲市商工業振興基本計画検討委員会（以下「委員会」という。）において調査、審議等をするものとする。

5 市長は、基本計画を策定し、又は変更したときは、遅滞なくこれを公表するものとする。

(基本計画に基づく施策の実施等)

第11条 市長は、基本計画に定める施策を実施するときは、前条第2項に規定する各計画との調整及び連携を図るものとする。

2 市長は、基本計画に定める施策の実施に当たって必要があると認めるときは、委員会で調査、審議等を行うことができる。

(委員会の設置)

第12条 市長は、基本計画に係る事項について調査、審議等をするため、委員会を

置く。

（委員会の組織等）

第 13 条 委員会は、委員 10 人以内をもって組織し、次に掲げる者のうちから市長が委嘱し、又は任命する。

- (1) 学識経験を有する者
- (2) 事業者の代表
- (3) 経済団体の代表
- (4) 金融機関の代表
- (5) 市民の代表
- (6) 市民活動団体の代表
- (7) 市の職員
- (8) 前各号に掲げる者のほか、市長が特に必要と認める者

2 委員の任期は、2 年とし、再任されることを妨げない。ただし、委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

3 前 2 項に定めるもののほか、委員会の組織及び運営に関し必要な事項は、規則で定める。

（他の条例との整合）

第 14 条 市は、この条例が市の商工業の振興に関する施策の基本的位置を占めるという認識に基づき、その運用に当たっては、商工業の振興に関する事項を定める他の条例と相互に整合するように調整を図るものとする。

（委任）

第 15 条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

付 則

（施行期日）

1 この条例は、令和 2 年 4 月 1 日から施行する。

（野洲市附属機関設置条例の一部改正）

2 野洲市附属機関設置条例（平成 30 年野洲市条例第 1 号）の一部を次のように改正する。

別表第 2 市長の部に次のように加える。

野洲市商工業振興基本計画検討委員会	野洲市商工業振興基本条例（令和 2 年野洲市条例第 3 号）
-------------------	--------------------------------

野洲市商工業振興基本計画

野洲市環境経済部商工観光課

〒520-2395 滋賀県野洲市小篠原 2100 番地 1

TEL 077-587-6008 FAX 077-587-3835

Email syoukan@city.yasu.lg.jp